



令和3年10月12日（火）
帯広市男女共同参画市民懇話会 資料3

多様な性に関する提言の骨子 （たたき台）

全体の構成

項目	内容
はじめに	市民懇話会会長のメッセージ
目次	目次
1 多様な性を取り巻く現状について	多様な性に関する基礎知識、性的指向や性自認を理由とする困難など
2 パートナーシップ制度について	先進事例の概要、論点1-1～論点1-6の提言内容や考え方など
3 多様な性に関する施策について	論点2-1の提言内容や考え方など
参考資料	設置要綱、委員名簿、開催経過など



各論点の記述のイメージ

- 論点（質問形式の本文）
- 提言の要約
- 論点の説明（市民懇話会資料の要約）
- 提言の考え方
- 主な意見（各委員の発言概要）

論点1-1

この制度の必要性や目的について、どう考えるか。

提言の要約

- 性的指向や性自認に伴う差別・偏見の解消や生きづらさの軽減をはかり、誰もが住んでいて良かったと思えるまちをつくるため、制度を導入すべき

提言の考え方

- どのような性のあり方も当たり前として受け入れるべき
- 住んでいて良かったと思えるまちづくりが必要
- 慎重な対応を求める意見に対し、先進事例を参考にしながら丁寧に説明し、理解をいただくことが必要

論点1-2

対象者はLGBT等とすべきか、事実婚なども含めるべきか。

提言の要約

- LGBT等を対象に制度を導入し、事実婚については、今後、社会全体の動きを見ながら、女性活躍の推進の視点も含め、議論を深めるべき
- 「LGBT等」などの用語については、第3次プランの議論も踏まえ、十分な検討を行うべき

提言の考え方

- 事実婚については意見が分かれたが、第3次プランで、協議しておらず、現時点で対象者に含むのは難しい
- 夫婦別姓や女性活躍を含め、今後、議論を深めるべき
- 定義から漏れる方や望まないカミングアウトを防ぐべき
- 性的指向や性自認に伴う差別や偏見の解消を目的に明記し、「LGBT等」などの用語を使用しないのも一案

議論の補足資料

札幌市と総社市(岡山県)の比較 (資料5参照)

項目	札幌市	総社市
目的	個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持てるまちの実現を目指す	全ての人が <u>多様な性を認め合い</u> 、人権が尊重される社会の実現
パートナーシップの定義	互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、 <u>一方又は双方が性的マイノリティである</u> 2人の者の関係をいう。	2人の者が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。
確認書	性的マイノリティであることの <u>自己申告を求めている</u>	性的マイノリティであることの <u>自己申告を求めている</u>

論点1-3

証明書には、子供についての記載も含めるべきか。

提言の要約

- 子供や家族の意思を最大限に尊重することを基本に、子供についての記載も含めるべき

提言の考え方

- 家族を持つ決意した方々の想いや、子供の気持ちを尊重し、暖かく受け入れる環境を整えることが重要
- 子供の名前の記載は任意とし、一定の年齢以上の子供は本人の申し出で離脱できるなどの工夫が必要
- ただし、子供が関わるさまざまな場面について、見直しや配慮が必要な課題を整理し、対策を具体化して、不安のない仕組みとすべき

留意点	考え方
<p>同性カップル等が子供を持つことを市が推奨することにならないか</p>	<p>同性カップル等に限らず、子供を持つ、持たないは個人の意思であり、市が推奨するものではない。パートナーシップ制度における子供に関する取り扱いは、出産や子育ての希望をかなえられる環境づくりの一環として位置づけられるものであり、そうした環境づくりの対象から、同性カップル等を除外すべき理由はないと考える。</p>
<p>子供がいじめの対象にならないか</p>	<p>子供に関する取り扱いの利用の有無は個人情報であるほか、当事者が証明書等を周囲の児童生徒に見せることも考えにくいため、制度の導入がいじめを助長することにはならないと考える。</p>

子供に関わる留意点(続き)

留意点	考え方
子供の心に悪影響を与えるのではないか	パートナーシップ制度を利用する場合も、子供の名前を証明書等に記載するかどうかは任意とし、子供本人を含め家族で十分に話し合っただけで決めていただくことが重要と考える。また、一定の年齢に達した後は、子供の申立てにより、証明書等から名前を削除する仕組みも必要である。
関係機関等の共通認識が必要ではないか	個人情報の保護、子供への配慮や指導のあり方、手続きや様式の見直しなどの幅広い事項について、ルールや認識を共有するため、今後、保育所や学校をはじめ、子供に関わる関係機関等と協議を進める必要がある。

論点1-4

証明、宣誓など、どのような種類の制度が適切と考えるか。

提言の要約

- 利用者の選択肢を広げつつ、民間サービスへの広がり期待し、複数の種類から選択できる仕組みとすべき

提言の考え方

- 民間サービスの利用を重視するか、手続きの簡単さを重視するかは人それぞれであり、ニーズに柔軟に対応できるよう、証明制度とその他の制度の選択制が望ましい
- 二人の関係そのものの証明は困難ため、証明の内容や範囲を明らかにし、誤解を生じないようにすべき

議論の補足資料

証明制度の比較

見本 第123456号

渋谷区パートナーシップ証明書

氏名

〇〇 〇〇

平成〇年〇月〇日生

氏名

〇〇 〇〇

平成〇年〇月〇日生

上記両名は、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例第10条第1項の規定により、パートナーシップの関係であることを証明します。

平成27年11月5日
渋谷区長 長谷部 健 

第4号様式（要綱第5条関係）

パートナーシップ公正証書等受領証

(宣誓者氏名) 様
(宣誓者氏名) 様

おふたりが、「中野区パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」の規定に基づき提出した公正証書等を、以下のとおり受領したことを証します。

年 月 日 中野区長

【おふたりから提出を受けた公正証書等】

- 合意契約公正証書（通）
 - ・要綱第2条第1項第1号で規定するパートナーシップの明記…無 有
 - ・互いが協力し、共同生活に必要な費用を分担することの明記…無 有
 - ・療養看護に係る委任の明記…無 有
 - ・財産管理等に係る委任の明記…無 有
 - ・その他委任（ ）
- 公証人の認証を得た書面 宣誓認証（通） 私文書認証（通）
 - ・要綱第2条第1項第1号で規定するパートナーシップの明記…無 有
 - ・互いが協力し、共同生活に必要な費用を分担することの明記…無 有
 - ・療養看護に係る委任の明記…無 有
 - ・財産管理等に係る委任の明記…無 有
 - ・その他委任（ ）
- 任意後見契約公正証書
 - 被後見人（宣誓者氏名）
 - 後見人（宣誓者氏名）

証明制度の比較(続き)

第1号様式(第2条の2関係)

発行番号

みなとマリアージュカード

氏名:

氏名:

生年月日:

生年月日:

上記の二人が、港区男女平等参画条例第9条の2の規定に基づくみなとマリアージュ制度に係るパートナー契約書を取り交わしたことを確認
しました。

年 月 日

港 区 長

論点1-5

年齢、居住地、配偶者の有無など、どのような要件が必要と考えるか。

提言の要約

- 先進事例の要件を参考にして定めることが妥当
- 養子縁組関係や通勤・通学者も、対象者に含むべき

提言の考え方

- 婚姻制度を踏まえると、成年を要件とすることは妥当
- 自治体の制度であるため、市内居住又は転入予定を要件とすることも妥当
- 同性婚を認める国で婚姻した同性カップルもあり、外国籍も対象者に含むべき
- まちづくり基本条例や、近隣町村に制度がない現状を踏まえ、通勤・通学者も対象者に含むべき
- 通勤・通学の実態把握や、仕事の都合で対象外になった場合の取り扱いなどを具体化すべき

提言の考え方

- 養子縁組の方々が、法的効果がないパートナーシップ制度を利用するのは、自分たちをパートナーとして認めてほしいという切実な願いの現れであり、当事者の気持ちに寄り添い、養子縁組関係も対象者に含むべき

議論の補足資料

通勤・通学者に関する仕組み(国立市、資料5参照)

項目	内容
届出時の確認方法	パートナーシップ届出書に、市内に通勤・通学していることが確認できる書類を添えて提出する。
通勤・通学者でなくなった場合	パートナーシップ届受理証明書等返還届に、受理証明書と受理証明カードを添えて提出する。

想定される課題への対応例

課題	対応例
通勤・通学の状況把握	<ul style="list-style-type: none">● 証明書に有効期間を設け、期間満了前に更新申請書を提出していただく（※）● 有効期間は設けず、通勤・通学を確認できる書類を、定期的に提出していただく
仕事の都合で勤務地が変わった場合	<ul style="list-style-type: none">● 単身赴任など、やむを得ない事情により一時的に市外に居住する場合、返還を求めない（※）

※通勤・通学者を対象外としている自治体で、※印のように取り扱っているケースがある。

- 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同じ親族関係を生ずる。（民法第726条）
- 第七百三十四条 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。（民法第734条第1項）

パートナーシップ制度は、法律に基づく婚姻ではないため、養子縁組関係にある2者がパートナーシップ制度を利用することは禁止されていない。

パートナーシップ制度には法的な効果はないため、養子縁組により発生する権利や義務（例：相続、扶養）には何ら影響を与えない。

論点1-6

再交付、返還、取消しなど、どのような手続きが必要と考えるか。

提言の要約

- 先進事例の手続きを参考にして定めることが妥当
- 死亡時は返還不要とし、届出を求めることが望ましい
- 広域連携により、利用者の利便性を高めるべき

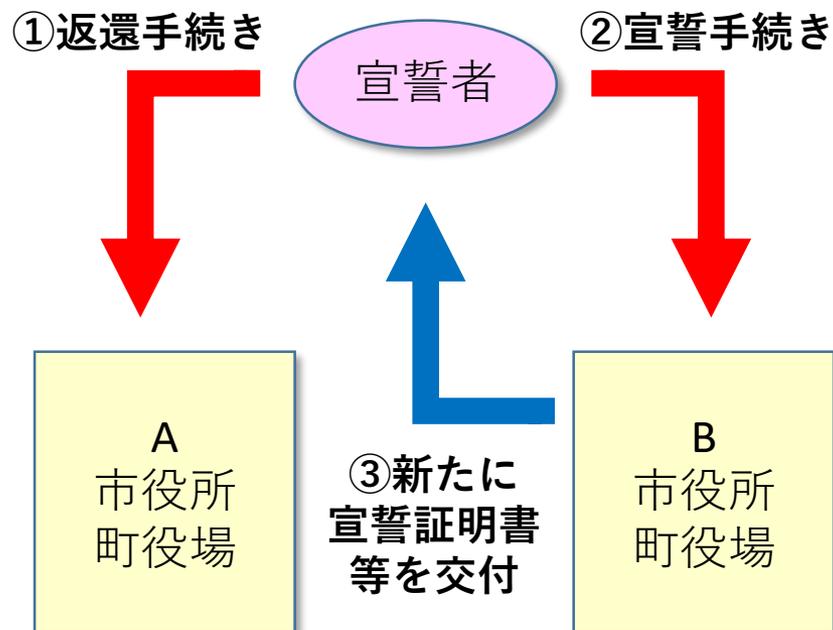
提言の考え方

- 先進事例は公平で信頼される仕組みとなっており、通称名や代筆、カード型証明書など配慮も行き届いている
- 先進事例を参考に、行政の実務や利用者の負担軽減、分かりやすさなどをさらに検討すべき
- 遺族の気持ちや事情を考慮し、死亡時の返還は不要とし、サービスの適正利用のため、死亡時の届出を求めるべき
- 利用者の利便性や負担を考え、広域連携を積極的に進めるべき
- まずは管内町村と、制度の検討段階から情報共有を進めることが望ましい

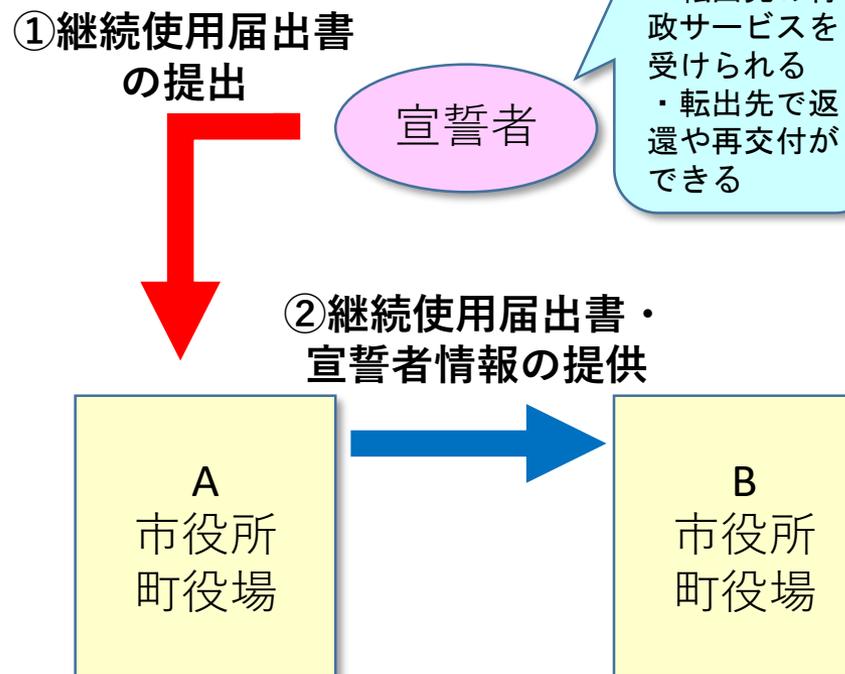
議論の補足資料

広域連携のイメージ ① 証明書を継続使用できるケース (例: 鎌倉市・逗子市・葉山町・三浦市・横須賀市)

協定がない場合



協定がある場合



広域連携のイメージ ②手続きが簡素化されるケース (例: 芦屋市・尼崎市・伊丹市・猪名川町・川西市・三田市・宝塚市・西宮市)

